

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和59年10月9日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和57年7月から59年9月までの標準報酬月額については7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年7月20日から59年7月頃まで
② 昭和59年7月頃から61年4月1日まで

私が勤務していたA社は、昭和58年6月頃倒産となり、新しくB社が設立され、従業員等はB社にすぐ移ったが、私は経理事務の仕事をしていたので、A社の債務の確認や裁判所等への書類の提出等を行い、他の従業員より1年余り遅れて59年7月頃に移った。その後、B社も61年頃倒産となったが、61年3月末までは同社に勤務した。両社とも税金や社会保険料をかなり滞納していたと記憶しているが、社会保険事務所（当時）が滞納保険料の解消のため勝手に厚生年金保険の脱退を早めたのではないかと思う。

両社に継続して勤務していたのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、昭和59年頃までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人を含む5人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和57年7月20日以降の59年10月頃に、57年10月及び58年10月の厚生年金保険の標準報酬月額の定時決定が遡って取り消されている上、当該5人は59年10月9日（進達日）に、

同社における厚生年金保険の被保険者資格を 57 年 7 月 20 日に喪失した旨の処理が遡って行われていることが確認できる。

しかしながら、A 社は法人事業所であり、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、常時従業員が在籍し、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなった処理及び申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる処理等を遡って行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 57 年 7 月 20 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、上記の社会保険事務所の処理日である 59 年 10 月 9 日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、訂正前の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から 7 万 6,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人から提出された B 社の確定申告書及び同僚等の供述から判断すると、時期は特定できないものの申立人は同社に勤務していたと推認できる。

しかしながら、B 社は、昭和 59 年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、オンライン記録によれば、申立人は、同年 11 月 2 日から申立人の夫の政府管掌健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

また、B 社の申立期間②における健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無く、申立人に係る記録も見当たらない上、ほかに申立人が同社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで
② 平成 17 年 4 月 20 日

私が勤務していたA社が保管する賃金台帳により、平成16年7月から17年5月までの給与総支給額は71万円、同年6月は75万円であったことが確認できるのに、年金事務所の記録では標準報酬月額が53万円となっている。

また、申立期間②に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、年金事務所には標準賞与額の記録が無い。

申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②について、申立事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、

申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間②に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないものと認められる。

一方、申立期間①については、上記賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（53万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（53万円）と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、50 万円であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 2 月 28 日まで
私は、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20 万円に下げられていると知った。しかし、給与を下げられたことはなかった
ので、当時の給与額であった60 万円に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 3 月 1 日以降の同年 3 月 31 日付けで、5 年 1 月に遡り、同年 9 月までの期間の標準報酬月額を 20 万円、同年 12 月から 6 年 1 月までの期間の標準報酬月額を 36 万円に訂正した後、同年 6 月 20 日付けで、改めて 5 年 10 月 1 日付けの定時決定により、同年 10 月及び同年 11 月の期間の標準報酬月額を 20 万円に訂正していることが確認できる。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、申立人は、「自分の立場は、現場監督であった。」としており、当時の経理担当者も、「申立人は、現場監督を行っており、社会保険の業務には携わっていなかった。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、50 万円とすることが必要である。

なお、申立人は、申立期間において、当時の給与額は 60 万円であったと主

張しているが、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、同僚からも当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとする供述は得られなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成13年1月1日から14年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、38万円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から19年1月31日までの期間について、オンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、14年10月から17年6月までは38万円、同年7月は19万円、同年8月から18年12月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年1月1日から19年1月31日まで

私は、昭和54年7月から平成19年1月までA社に勤務していたが、退職後に、13年1月から退職するまでの標準報酬月額が、実際に支給された給与よりも低額であることに気付いた。残っている源泉徴収票等を見ると、給与から控除された厚生年金保険料は記録されている標準報酬月額に比べて、高額と思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成13年1月から14年9月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初38万円と記録されていたところ、14年5月2日付けで13年1月に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納していたが、申立事業所に係る滞納処分票において、事業主が、平成14年4月17日に社会保険事務所に出向き、滞納額を減少させることについて相談し、これ

に対し、社会保険事務所が早急に13年1月改定の引下げ月額変更届を出すよう指導していることが確認できる。このことについて、申立事業所は、「社会保険事務所の提案及び指導を受けて、遡及して標準報酬月額を減額することに応じた。」としている。

これらを総合的に判断すると、平成14年5月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の13年1月から14年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間のうち、平成14年10月から18年12月までについて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成14年10月から17年6月までの期間及び同年8月から18年12月までの期間については、申立事業所が保管する賃金台帳により、申立人が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円又は20万円）を超える報酬月額の支払いを受け、当該賃金台帳に記載された報酬月額に基づく標準報酬月額（38万円から62万円）と同額又は低い標準報酬月額（38万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成17年7月についても、同様にオンライン記録により確認できる標準報酬月額（13万4,000円）を超える報酬月額の支払いを受けているが、当該報酬月額に基づく標準報酬月額（19万円）は、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額（38万円）より低いことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立事業所が保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は給与の総支給額から、平成14年10月から17年6月までは38万円、同年7月については19万円、同年8月から18年12月までは38万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①のうち、平成19年4月2日から21年1月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、19年4月から20年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは24万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の15万円とされているが、申立人は申立期間①のうち、19年4月2日から21年1月1日までの期間について、オンライン記録を超える標準報酬に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、19年4月から20年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成21年1月1日から同年2月1日までの期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、同年1月は24万円とされているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の15万円とされているが、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までの標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、21年1月は24万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②から④までについて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、特例法に基づき、平成19年7月12日は5万円、同年12月12日は20万7,000円、20年7月14日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成19年4月2日から21年2月1日まで
② 平成19年7月12日
③ 平成19年12月12日
④ 平成20年7月14日

私は、平成19年4月2日から22年1月1日までA社に勤務していた。

年金定期便で記録を確認したところ、平成19年4月から21年8月までの標準報酬月額が給与から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低くなっており、21年2月以降の標準報酬月額については、会社からの届により訂正してもらったが、19年4月から21年1月までの期間については、時効により年金額の計算の基礎にならない期間になっている。

また、平成19年7月12日、同年12月12日及び20年7月14日に支払われた賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、記録が無い。

申立期間①から④までについて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、平成19年4月2日から21年2月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成19年4月2日から21年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、特例法を適用し、また、同年1月1日から同年2月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間①に係る標準報酬月額については、当初15万円と記録されたが、保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年3月に19年4月から20年8月までの期間は22万円、同年9月から21年1月までの期間は24万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金

額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっているが、申立人から提出された賞与・給与支払明細書により確認できる給与支給額及び保険料控除額から、19年4月から20年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは20万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（15万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、履行していないと認められる。

- 2 申立期間①のうち、平成21年1月1日から同年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された賞与・給与支払明細書により、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立事業所における標準報酬月額を平成21年1月は24万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間②から④までについては、申立人は、申立事業所が保管する源泉給与簿により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、源泉徴収簿により確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成19年7月12日は5万円、同年12月12日は20万7,000円、20年7月14日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年4月から45年2月まで

私の夫は、A社を退職した後の昭和41年5月にB県C郡D村（現在は、B県C郡E町D）に転籍したが、その際、D村の役場の担当者から国民年金は強制加入であるとの説明を受けたことから国民年金に加入し、婦人会の集金役員に毎月保険料を納付した。

申立期間について未納となっていることが納得できないので調査して記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和41年5月に申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の番号の前後の任意加入者の資格取得日から47年4月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出日の時点で、申立期間のうち41年4月から44年12月までの保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録では、申立人は、申立期間直後の昭和45年3月から46年3月までの保険料を過年度納付している上、申立期間直前の41年1月から同年3月までの保険料については、当初、特例納付により納付済期間であった36年4月から同年6月までの保険料が厚生年金保険との重複期間であることが判明したため平成9年1月8日に充当処理されたものであることが確認でき、申立人の申立期間に係る保険料を定期的に納付していたとする申立人の妻の主張と符合しない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びE町が保管する国民年金被

保険者名簿においても、申立期間に係る記録はいずれも未納となっており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間の前後に住所の異動は無く、姓にも変更が無いことから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 3 日から 39 年 6 月 21 日まで
A社B工場退職後に、脱退手当金を受給した記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。
脱退手当金の支給記録が有るのは、納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として年金事務所が保管している厚生年金保険脱退手当金裁定請求書には、申立人の旧姓及びC市の住所が記載されている上、送金指定金融機関が当該住所地近くの郵便局に指定されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、前述の厚生年金保険脱退手当金裁定請求書には、受付日、決裁日、小切手交付日、国庫金送金通知書番号等の記載が確認できるなど、不自然な点は見られない上、申立期間の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、前述の裁定請求書に当該事業所が記載されていないこと、並びに当該被保険者期間と申立期間では管轄する社会保険事務所（当時）及び厚生年金保険被保険者記号番号が相違していることを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所において当該被保険者期間を把握することは困難であったと考えられ、不自然な記録であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月6日から23年4月1日まで
私は、昭和23年4月頃にA社を解雇された。解雇当時、給与は未払いで退職金も受けた記憶が無く、脱退手当金の制度自体知らなかった。
脱退手当金の支給記録が有るのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の保険給付欄には、脱退手当金を支給した旨の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、旧台帳上の厚生年金保険被保険者記録に基づいて支給された記録となっており、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和23年5月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後に資格を喪失した被保険者で、喪失時点で脱退手当金の受給要件を満たしている被保険者は25人確認できるところ、そのうち、申立人を含む15人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失後6月以内に支給された記録となっている上、同じ資格喪失日で同じ支給日となっている者が複数確認できることから、事業所による代理請求の可能性がうかがわれる。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間に係る脱退手当金支給決定時点では別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、不自然な記録であるとまでは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 8 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から同年 11 月 14 日まで
③ 昭和 34 年 12 月 1 日から 36 年 2 月 5 日まで

私は申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。

申立期間③の事業所である A 社では社会保険、労働保険及び会計全般の業務を行っていたので脱退手当金のことは知っていたが、脱退手当金の請求手続をしたことは無く、同社を退職する際に、復職するつもりでいたのに脱退手当金を受給するはずが無い。

また、厚生年金保険脱退手当金支給報告書の名前と生年月日が一部相違しているのに支給済みと言われても納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金を受給した記録のある事業所のうち、最後に厚生年金保険被保険者資格を喪失した A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手支給 ※」の表示が記載されており、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立人の氏名、生年月日のほかに厚生年金保険被保険者記号番号、脱退手当金の裁定日（昭和 36 年 3 月 28 日）が記載されていることが確認できる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間①、②及び③の期間を合わせて計算した法定支給額と一致しており、申立期間①の申立人に係る B 社の厚生年金保険被保険者台帳には、当該脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）の記録照会に対して社会保険庁（当時）が回答した年月日（昭和 36 年 3 月 3 日）の表示がされていることが確認できる上、申立期間③の A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 2 月 5 日から約 2 月後の

同年4月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないか
がでない。

さらに、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生
年金保険被保険者期間が有るが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間
の厚生年金保険被保険者記号番号は申立期間に係る脱退手当金支給決定時点
では別番号で管理されており、当時、請求者から申出が無い場合、社会保険事
務所においては当該被保険者期間を把握することが困難であったことを踏ま
えると、不自然な記録であるとまでは言えない。

なお、申立人は、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載さ
れた氏名及び生年月日が戸籍上の氏名及び生年月日と相違していると申し立
てているが、同支給報告書に記載されている氏名及び生年月日はA社の申立人
に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている氏名及び生年月
日と一致しており、B社に係る被保険者名簿においても当該支給報告書に記載
されている氏名が記載されていること、及び当時は女子の場合、戸籍抄本等の
添付書類については、実務上省略する取扱いになっていたことを考慮すると、
A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に記載されてい
る氏名及び生年月日により申立期間に係る脱退手当金の支給手続が行われた
ものと推認されることから、当該支給報告書の記載内容が不自然であるとまで
は言えない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退
手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期
間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 34 年 8 月まで

私の夫は、昭和 26 年 4 月から 34 年 8 月までの間に、A 市にある B 社及び C 社に勤務していたと聞いているが、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時に就職したとする同僚の証言により、申立人が昭和 28 年 4 月から B 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録において「B 社」は適用事業所として確認できないところ、上記の同僚は「B 社は個人経営で、健康保険も厚生年金保険も無かった。同事業所で自分の厚生年金保険の記録が無いことは承知している。」と証言しており、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと考えられる。

また、申立人の妻が C 社と記憶している事業所は、代表者名及び事業所の所在地により、D 社であると推認されるが、申立期間において同事業所に係る厚生年金保険の加入記録のある同僚 6 人のうち 2 人は「申立人を知っている。」と証言しており申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 31 年 10 月 1 日であり、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により新規適用となった同年 10 月 1 日から 34 年 8 月 31 日までについて被保険者資格取得者を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、同事業所には申立期間当時の人事記録が保管されておらず、申立人が勤務していた事実が確認できない上、申立人を知っているとする同僚 2 人は「申立人が勤務していた具体的な時期など詳細は不明である。」と証言してお

り、申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 26 日から 48 年 1 月 31 日まで
私は、昭和 46 年 4 月に A 社に入社、B 市で勤務した後、同年 6 月から 10 月までは C 市で D 工事に従事し、同年 11 月からは B 市に戻り、48 年 1 月頃まで勤務した記憶がある。
しかし、申立期間が未加入となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 社において昭和 46 年 4 月 1 日から同年 4 月 26 日まで厚生年金保険被保険者資格があることが確認できることから、申立人が申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所は昭和 46 年 4 月 26 日に全ての被保険者が資格を喪失し適用事業所でなくなっている上、申立人は申立期間について給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関係資料を所持していない。

また、申立人が一緒に働いていたと記憶する同僚のうち 3 人について申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録があるが、いずれも昭和 46 年 4 月 26 日に被保険者資格を喪失している。

さらに、当該同僚 3 人は、死亡又は所在不明である上、申立事業所の当時の事業主は既に死亡しており、取締役であった事業主の妻は、「申立人が勤務していたことだけは記憶しているが、当時の資料も無く、勤務期間や厚生年金保険に加入させていたかなど覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間について申立事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 一方、申立人は、申立事業所とは別会社であるE社において昭和46年4月1日から48年1月31日まで雇用保険の加入記録があることが確認できる。
しかし、同事業所は、昭和46年12月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているため、申立期間のうち、46年4月26日から同年11月30日までは、適用事業所でなかったことが確認できる上、同事業所が新規適用事業所となった以降の46年12月1日から48年1月31日までについて厚生年金保険被保険者原票により被保険者資格取得者を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。
- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月頃から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 40 年 12 月頃から 41 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 2 月頃から同年 4 月 1 日まで

私の妻が、平成 15 年頃、年金額の計算をしてもらうために社会保険事務所（当時）に出向いたところ、同事務所の職員から、私が A 社、B 会社及び C 社で働いていると言われた。妻が持ち帰った同職員が記載した書類を確認したところ、確かに私が勤務した会社だった。

その後、また社会保険事務所から前回と同じような書類が届いたが、申立期間の記録が無かったため、私の妻が社会保険事務所で確認したところ、そのような記録は無いと言われた。

いずれの事業所でも、正社員として勤務しており、社会保険事務所の職員から一度は記録があると言われたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の A 社における具体的な記憶から、勤務の時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間①に係る健康保険被保険者記号番号に欠番は無く、申立人に係る記録も見当たらない。

また、申立期間①当時、同社において雇用保険の加入記録のある者は、その同日に厚生年金保険にも加入していることが確認できるが、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立事業所は既に解散している上、申立期間①当時の役員の連絡先は不明のため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

2 申立期間②について、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間②に係る健康保険被保険者記号番号に欠番は無く、申立人に係る記録も見当たらない。

また、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間②当時、同社において厚生年金保険に加入している者の雇用保険の加入記録を確認したところ、雇用保険のみに加入している期間がある者もいたことが確認できることから、同社は従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険には加入させていなかったものと推測される。

さらに、同社は、「当時の資料の保存は無く、当時の状況は不明である。」としており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人のC社における具体的な記憶から、勤務の時期は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間③に係る健康保険被保険者記号番号に欠番は無く、申立人に係る記録も見当たらない。

また、申立人の同社における雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間③当時、厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「申立事業所には、入社後6か月程度の試用期間があった。」と供述していることを踏まえると、同社は従業員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険には加入させていなかったものと推測される。

さらに、同社は、「当時の資料の保存は無く、当時の状況は不明である。」としており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

4 以上のことを踏まえると、申立人の妻が社会保険事務所に出席したとする平成15年頃に存在していた申立てに係る3社の厚生年金保険の加入記録が、その後に失われたとは考え難く、ほかに申立人が申立期間①、②及び③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人は自身の氏名について「D」と読まれたことがあるとしており、オンライン記録により当該氏名の検索を行ったが、申立事業所に係る申立人の記録は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年3月19日から20年4月1日まで
② 昭和20年8月16日から同年9月5日まで

私が海軍に徴用されたA船に乗船したのは昭和18年3月19日であり、下船したのは20年9月5日であるにもかかわらず、同年4月1日から同年8月16日までしか船員保険の記録が無いことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省から提出された徴用船舶船員履歴書により、申立人は申立期間の一部を含む昭和19年4月1日から20年8月31日までA船に乗船し、そのうち同船舶が海軍徴用船となった19年6月1日から20年3月31日まで「海軍乙船員」（船舶所有者と雇用関係があり、船舶所有者から給与が支給された船員）、20年4月1日から同年8月31日まで「海軍甲船員」（海軍と直接雇用関係があり、海軍から給与が支給された船員）の勤務期間であったことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶するA船の船舶所有者であるC氏について、国立公文書館で閲覧に供されている旧海軍省の資料により、その存在が確認できるものの、同氏を船舶所有者とする同船舶は、船員保険の適用船舶として確認できない上、申立人に係る船員保険被保険者台帳も確認できない。

一方、戦争中に海軍に使用され、かつ、給与を支給される船員（海軍甲船員）については、「海軍ニ使用セラルル船員ニ船員保険法適用ニ関スル件」（昭和19年7月3日 保発第407号）において、昭和19年4月1日付けで船員保険の被保険者資格を取得（昭和19年4月1日以降に海軍に使用された場合は、海軍に使用された日に被保険者資格を取得する。）し、海軍に使用されなくなった日の翌日に被保険資格を喪失（徴用解除が昭和20年8月16日以後の場合

は、20年8月16日に資格を喪失する。)し、戦時加算該当期間とする旨の記載があるところ、オンライン記録における申立人の船員保険加入期間(昭和20年4月1日から同年8月16日まで)は、上記履歴書で確認できる海軍甲船員の勤務期間と符合する。

また、オンライン記録により、申立人がA船と一緒に乗船していたと記憶する同僚と氏名が一致する者の船員保険の加入記録を確認したところ、当該記録は申立人とほぼ一致していることを踏まえると、同船舶は船員保険の適用船舶ではないが、海軍徴用船であったことから、その乗組員は海軍甲船員として勤務した期間のみが船員保険の加入期間とされていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで
年金事務所から送付のあった厚生年金保険加入記録のお知らせによると、私が勤務したA社の標準報酬月額は、入社した昭和 49 年 4 月から同年 9 月までは 5 万 6,000 円であったが、同年 10 月から退職した 50 年 7 月までは 2 万 6,000 円に下がっている。在職中の給与は変わらず 5 万 6,000 円はあったので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る標準報酬月額は、申立期間の直前は 5 万 6,000 円であったものが、昭和 49 年 10 月に月額変更処理がなされ、申立期間については 2 万 6,000 円に引き下げられているが、申立人は、在職中に給与の減額はなかったと主張している。

しかしながら、照会に回答のあった当時の同僚は、申立人の申立期間に係る勤務実態について、「仕事がうまくいかないため、B職からC職に仕事内容が変わったと思う。」としている上、申立人も、「B職として入社したが、仕事の無い時は、法務局に行ったり、雑用をしていた。」としていることから、申立期間に申立人の勤務実態が変更した可能性がうかがえる。

また、A社は、平成 4 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立事業所の所在地を管轄する法務局には、申立事業所に係る商業登記は確認できない上、申立期間当時の上司等も既に亡くなっており、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標

準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらず、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月から38年7月まで

私は、昭和32年11月頃にA市B区にあったC事業所に入社し、D社（現在は、E社）の下請けで船の修繕をしていた。

しかし、勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により申立事業所を検索したが、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見つからないことから、当該事業所は適用事業所ではなかったと考えられる。

また、申立人が申立事業所の元請会社であったとしているE社は、「社員が申立事業所の名称を記憶していたが、当社には申立事業所に関する資料等は残っていない。」としており、申立事業所の存在は確認できるものの、当該事業所に係る詳細は不明である。

さらに、申立人は申立事業所の事業主の名前を覚えておらず、事業主の息子の名前を挙げていることから、氏名検索を行ったが、本人を特定することができない上、同僚として名前を挙げた者は、姓のみのため氏名検索することができず、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況について聴取することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。